

児童発達支援又は放課後等デイサービス事業に係る自己評価結果公表用

公表日： 7年 4月 1日

事業所名：愛媛県立子ども療育センター

事業所職員及び保護者の方の御意見を踏まえ、自己評価の結果を公表します。

評価を踏まえて、事業所の運営における課題点及び改善すべき点を確認し、今後の運営に活かしていきます。

[illegible]

区分	チェック項目	事業所の現状評価			保護者の方の評価				評価を踏まえた 改善内容・改善目標
		はい	どちらとも いえない	いいえ	はい	どちらとも いえない	いいえ	わからない	
関係機関との連携	1 子どもの状況に精通した最もふさわしい者による障害児相談支援事業所のサービス担当者会議への参画								
	2 (医療的ケアが必要な子どもや重症心身障害のある子ども等を支援している場合) 地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関と連携した支援の実施								
	3 (医療的ケアが必要な子どもや重症心身障害のある子ども等を支援している場合) 子どもの主治医や協力医療機関等と連絡体制の整備								
	4 児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所からの円滑な移行支援のため、保育所や認定こども園、幼稚園、小学校、特別支援学校(小学部)等との間での支援内容等の十分な情報共有								
	5 他の障害福祉サービス事業所等への円滑な移行支援のため、それまでの支援内容等についての十分な情報提供								
	6 児童発達支援センターや発達障害者支援センター等の専門機関と連携や、専門機関での研修の受講の促進								
	7 児童発達支援の場合の保育所や認定こども園、幼稚園等との交流や、放課後等デイサービスの場合は放課後児童クラブや児童館との交流など、障がいのない子どもと活動する機会の提供								
	8 事業所の行事への地域住民の招待など地域に開かれた事業の運営								
保護者への説明責任・連携支援	1 支援の内容、利用者負担等についての丁寧な説明								
	2 児童発達支援計画又は放課後等デイサービス計画を示しながらの支援内容の丁寧な説明								
	3 保護者の対応力の向上を図る観点から、保護者に対するペアレント・トレーニング等の支援の実施								
	4 子どもの発達の状況や課題について、日頃から保護者との共通理解の徹底								
	5 保護者からの子育ての悩み等に対する相談への適切な対応と必要な助言の実施								
	6 父母の会の活動の支援や、保護者会の開催による保護者同士の連携支援								
	7 子どもや保護者からの苦情に対する対応体制整備や、子どもや保護者に周知及び苦情があった場合の迅速かつ適切な対応								
	8 障がいのある子どもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮								
	9 定期的な会報等の発行、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報についての子どもや保護者への発信								
	10 個人情報の取扱いに対する十分な対応								
	1 緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアルの策定と、職員や保護者への周知徹底	9	1		各家庭へマニュアル配布及び通所入口に貼り出して周知				現状維持

区分		チェック項目	事業所の現状評価				保護者の方の評価				評価を踏まえた 改善内容・改善目標
			はい	どちらとも いえない	いいえ	工夫した点、改善点	はい	どちらとも いえない	いいえ	わからない	
非常時等の対応	2	非常災害の発生に備えた、定期的に避難、救出その他必要な訓練の実施	10			アクションカードを作成。また、定期的に避難訓練実施。					現状維持
	3	服薬や予防接種、てんかん発作等の子どもの状況の確認の実施	10			定期及び変更時に薬情の確認実施。定期的に発作の状況、対応を確認。					現状維持
	4	食物アレルギーのある子どもに対する医師の指示書に基づく適切な対応	10			家族への聞き取り後、医師が交付した食事箋に基づき、給食を提供。					現状維持
	5	安全管理の徹底	10			設備点検等、定期的に実施。					現状維持
	6	家族等との連携を図るため、安全計画に基づく取組内容についての家族等へ周知	10			災害時の対応、緊急時の連絡先、健康管理等家族と共有。					現状維持
	7	ヒヤリハット事例集の作成及び事業所内での共有の徹底	10			ヒヤリハット発生後、直ちにレポートを作成し、事業所内で共有・再発防止の会議を実施。					現状維持
	8	虐待を防止するための職員研修機会の確保等の適切な対応	10			虐待防止委員会が定期的に企画、開催し、研修の全職員受講。					現状維持
	9	やむを得ず身体拘束を行う場合における組織的な決定と、子どもや保護者に事前に十分に説明・了解を得た上での児童発達支援計画又は放課後等デイサービス計画への記載	10			身体拘束委員会にて毎月、協議・決定。定期的に家族に説明・同意の上、計画書へ記載。					現状維持